

## 医師賠償責任保険(勤務医向け)のあらまし

医師賠償責任保険(勤務医向け)の被保険者の範囲は日本大学医学部同窓会会員である勤務医師の方のみとなります。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医師賠償責任保険	<p>被保険者(*)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払するのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見(注)された場合に限りです。(注)被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)*または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)*のいずれか早い時点をもってなされたものとします。</p> <p>*被保険者:「補償を受けることができる方」をいい、この医師賠償責任保険にご加入された先生ご本人を指します。</p>	<p>1. 次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>2. 保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>たとえば、次のような原因により生じた損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意 ② 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ③ 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ④ 名誉さ損または秘密漏洩に起因する賠償責任 ⑤ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑥ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑦ 日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 ⑧ 被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑨ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑩ 被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任</p> <p>等</p>

## フルガード保険特約付帯普通傷害保険(団体用)補償のあらまし

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ</li> <li>●無免許運転、麻薬等を使用している間に生じたケガ</li> <li>●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、流産によるケガ</li> <li>●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)</li> <li>●によるケガ</li> <li>●戦争、内乱、暴動等によるケガ(*4)</li> <li>●核燃料物質の有害な特性等によるケガ</li> <li>●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ</li> <li>●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ</li> <li>●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</li> </ul> <p>等</p>
後遺障害	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術(*1)または先進医療(*2)に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りです(*3)。	
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院(往診を含みます。)*された場合	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払される期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
傷害(国内外補償)		<p>※上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。</p> <p>なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性いづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>*1. 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2. 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)</p> <p>*3. 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合は、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p> <p>*4. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>	
国内補償	以下の事由のいずれかによって生じた傷害に対しても保険金を支払います ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② 上記①の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故	上記「傷害」の各保険金をお支払いいたします。	

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害(国内外補償)	<p>被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品(保険の対象)が偶然な事故によって損害を被った場合 ※以下の物は保険の対象になりません。</p> <p>① 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ② 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物 ⑤ 動物および植物 ⑥ 手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手 ⑦ 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物</p> <p>等</p>	<p>保険期間を通じ携行品損害保険金額を限度として保険価額(時価額*1)を基準に算定した損害額(1個(1組、1対)あたり10万円を限度とします。また、乗車券・通貨等は合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いすることができます。</p> <p>※1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1. 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。修理できる場合は修理費に基づいて定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害</li> <li>●けんかや自殺行為・犯罪行為による損害</li> <li>●戦争・内乱・暴動等による損害(*2)</li> <li>●核燃料物質の有害な特性等による損害</li> <li>●無免許運転、麻薬等を使用している間に生じた損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>●置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如による損害</li> <li>●保険の対象である液体の流出による損害</li> <li>●被保険者の居住する住宅(敷地を含みます。)*内での生じた事故による損害</li> <li>●自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害</li> <li>●すり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害</li> <li>●差し押し、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使による損害</li> </ul> <p>等</p> <p>*2. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
個人賠償責任(国内外補償)	<p>日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</li> <li>●日常生活に起因する偶然な事故</li> <li>※ゴルフカート搭乗中の賠償責任担保特約が自動的にセットされます。</li> </ul>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用、緊急措置に必要な費用等もお支払いすることができます。</p> <p>※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任(*1)</li> <li>●核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任</li> <li>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>●受託品に関する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任</li> <li>●自動車(ゴルフカートを除きます。)*2)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)*および銃器(空気銃を除きます。)*等の所有、使用等に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>等</p> <p>*1. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2. ゴルフ場のゴルフカート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>
受託品賠償責任(国内外補償)	<p>次に掲げる間に被保険者(保険の対象となる方)が管理する受託品を損壊または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>① 受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間 ② 受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間</p> <p>※受託品は日本国内で受託した財物に限り、以下のものは除きます。</p> <p>① 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ② 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 ③ 自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ④ 鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物 ⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための道具:ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動 ⑥ 動物、植物等の生物 ⑦ 建物(畳、建具その他のこれらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。) ⑧ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ⑨ 公序良俗に反する物</p> <p>等</p>	<p>保険期間を通じて受託品賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いすることができます。</p> <p>※損害賠償金については、1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)5,000円をご自身で負担していただきます。</p> <p>【お支払いする保険金】=損害賠償金-免責金額(自己負担額)5,000円</p> <p>※損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害</li> <li>●けんかや自殺行為・犯罪行為による損害</li> <li>●戦争・内乱・暴動等による損害(*1)</li> <li>●核燃料物質の有害な特性等による損害</li> <li>●無免許運転、麻薬等を使用している間に生じた損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>●差し押し、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使による損害</li> <li>●原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発した受託品自体の損害</li> <li>●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等による損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的、機械的事故による損害</li> <li>●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託品の損壊</li> <li>●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>●航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)*の所有・使用等に起因する損害賠償責任</li> <li>●同居の親族に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した、その受託品が通常有する性質や性能の欠如による損害</li> <li>●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失による損害賠償責任</li> <li>●受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)等</li> </ul> <p>*1. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

【被保険者(保険の対象となる方)の範囲について】

	ご本人	配偶者	その他のご親族(*1)
傷害、携行品損害	○	×	×
個人賠償責任、受託品賠償責任	○	○	○

\*1. ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この統柄は賠償責任の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

## 所得補償保険のあらまし

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。  
所得補償保険の被保険者の範囲は日本大学医学部同窓会の会員ご本人とご家族(会員ご本人の配偶者、子供、両親、兄弟および会員ご本人と同居している親族ならびに使用人)となります。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金(基本契約)	被保険者(保険の対象となる方)が、保険期間中(保険のご契約期間中)に、ケガまたは病気によって就業不能(*1)となり、その期間が免責期間(*2)を超えた場合(*3)	所得補償保険金として、次の金額が支払われます。 [支払額]=就業不能期間(月数)(*4)×保険金額(ご契約金額) ※保険金額が被保険者(保険の対象となる方)の平均月間所得額(*5)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1) ●闘争行為や自殺行為・犯罪行為によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1) ●麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1) ●戦争、内乱、暴動等によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1)(*6) ●核燃料物質の有害な特性等によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1) ●妊娠、出産、早産または流産によるケガまたは病気により生じた就業不能(*1) ●妊娠または出産により生じた就業不能(*1) ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるケガにより生じた就業不能(*1) ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないものにより生じた就業不能(*1) ●被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害により生じた就業不能(*1) (ただし、セットされる「精神障害担保特約(口)」の対象となる精神障害についてはお支払いの対象となります。) ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といたします。)の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能(*1)(*7)(*8) ●就業不能(*1)の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院担保特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能(*1)
	※同一の身体障害による就業不能(注)に対する保険金のお支払いは、てん補期間(保険金お支払い期間)を限度とします。また、初年度契約および継続契約の保険期間を通算した保険金のお支払いは、1,000日を限度とします。 (注)就業不能の終了日からその日を含めて6か月を経過した日までに就業不能が再発した場合で、その就業不能が前の就業不能の原因となった身体障害によるものであるときは、同一の身体障害による就業不能とみなします。		等
	*1. 「就業不能」とはケガや病気の治療のための入院(*9)、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、加入依頼書等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後、あるいは病気またはケガが治癒した後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。 *2. 「免責期間」とは継続して就業不能である日数で、契約により取り決めた一定の期間(4日)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *3. 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術(被保険者が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払います。骨髄採取手術に伴う入院担保特約が自動セットされます。 *4. 「就業不能期間(月数)」とは「契約により取り決めた保険金お支払い期間(免責期間終了日の翌日からの期間)内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 *5. 「平均月間所得額」とは免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得(加入依頼書等記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。の)の平均月額をいいます。 *6. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガや病気は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *7. 初年度契約の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象とします。 *8. 就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。 *9. 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。		
(入院による就業不能時追加担保特約)	被保険者(保険の対象となる方)が、保険期間中(保険のご契約期間中)に、ケガまたは病気によって、入院による就業不能(*1)となった場合	基本契約の所得補償保険金に加えて、次の金額が支払われます。 [支払額]=保険金額×免責期間(*2)中の入院による就業不能日数÷30日  (注1)保険金額が被保険者(保険の対象となる方)の平均月間所得額(*5)を上まわっている場合は、その上回る部分について保険金をお支払いできません。  (注2)他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	所得補償保険金(基本契約)の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じです。

- 所得補償保険金額(基本契約)は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。くわしくは取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
- この保険では、保険のご加入時に既に被っているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象とはなりません(\*1)(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)
- (\*1)就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
- 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院担保特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能については、保険金のお支払いの対象とはなりません。
- 新規に加入される場合および更新時に補償内容の拡大を希望される場合は、健康状態の告知が必要となり、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。なお、このご契約には通算支払限度期間(1,000日)に関する特約がセットされていますので、初年度契約および継続契約の保険期間を通算した保険金のお支払いが1,000日分となるまでは、あらためて告知をいただかなくとも、補償内容を拡大しない範囲で更新いただくことができます。

## 団体長期障害所得補償保険のあらまし

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。  
団体長期障害所得補償保険の被保険者の範囲は日本大学医学部同窓会の会員ご本人とご家族(会員ご本人の配偶者、子供、両親、兄弟および会員ご本人と同居している親族ならびに使用人)のうち団体契約の始期日時点(2019年3月1日)の年齢が満69歳以下の方となります。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	被保険者(保険の対象となる方)が日本国内または国外においてケガまたは病気(あわせて以下「身体障害」といいます。)を被り、その直接の結果として就業障害(*1)となり、その就業障害が免責期間(*2)を超えて継続する場合	てん補期間(*3)中の就業障害である期間1か月に対して次の金額が支払われます。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について200万円を限度とします。  [支払額]=保険金額(*4)×所得喪失率(*5)  ※保険金額が平均月間所得額(*6)を超える場合は、平均月間所得額を保険金額として支払保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※引受保険会社は被保険者が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。引受保険会社はその協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払します。	たとえば、次のような原因により生じた就業障害については保険金をお支払いできません。 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害 ②自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって被った身体障害 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害 ④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害(*7) ⑤核燃料物質の有害な特性等によって被った身体障害 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害 ⑦妊娠、出産、流産によって被った身体障害 ⑧無免許運転、酒気帯び運転中に生じた事故によって被った傷害 ⑨むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(ただし、セットされる精神障害担保特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。) ⑪発熱等の他覚的症候のない感染
	※同一の身体障害による就業不能(注)に対する保険金のお支払いは、てん補期間(保険金お支払い期間)を限度とします。また、初年度契約および継続契約の保険期間を通算した保険金のお支払いは、1,000日を限度とします。 (注)就業不能の終了日からその日を含めて6か月を経過した日までに就業不能が再発した場合で、その就業不能が前の就業不能の原因となった身体障害によるものであるときは、同一の身体障害による就業不能とみなします。		等
	*1. 「就業障害」とは<免責期間中> 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態をいいます。<てん補期間開始後> 身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。 ①その身体障害のために、入院していること ②その身体障害につき、医師の治療を受けていること ③その身体障害による後遺障害が残っていること なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。 *2. 「免責期間」とは継続して就業障害である、予め取り決めた一定の期間(369日)をいい、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。 *3. 「てん補期間」とは免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間(AL・AFタイプ:5年間、BL・BFタイプ:満70歳の誕生日まで(保険始期日現在の満年齢が満65歳～満69歳の方は3年間))をいい、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。 *4. 「保険金額」とは支払基礎所得額×約定給付率(100%)をいいます。 *5. 「所得喪失率」について身体障害により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行うことがあります。 *6. 「平均月間所得額」とは就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。 *7. 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。		

- 過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- 新規に加入される場合および更新時に補償内容の拡大を希望される場合は、健康状態の告知が必要となり、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- 被保険者が加入日(この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日。ただし、脱退後再加入した被保険者については、直近の再加入日。)から1年以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日前1年の間に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金のお支払いの対象とはなりません。

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1

保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 確認してチェック  
しましよ!
- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額\*(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法
- \*団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

2

加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

### ご加入される商品に応じて記載いただく事項

〈第三分野商品〉以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

- 『年齢・性別により保険料が決定する商品(医療保険等)のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
  - 加入・変更依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいておりますか?
- 『フルガード保険のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
  - 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種別」欄は正しくご記入いただいておりますか?
    - \*各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
      - 職種別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方
      - 職種別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)
- 『所得補償保険のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
  - 加入・変更依頼書の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいておりますか?
- 『所得補償保険、団体長期障害所得補償保険のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
  - 保険金額<sup>(\*)1</sup>(ご契約金額)は、平均月間所得額<sup>(\*)2</sup>以下となっていますか?
 

なお、保険金額<sup>(\*)1</sup>の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。

    - \*1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。
    - \*2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における所得の平均月間額をいいます。
- 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
  - 被保険者(保険の対象となる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知されているかご確認いただきましたか?

### 種目共通事項

- 加入・変更依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいておりますか?

3

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか? 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意\*」が記載されておりますので必ずご確認ください。

\*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがございます。

## ご加入の際のご注意

- 告知義務**(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務):加入・変更依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください(取扱代理店には告知受領権がございます)。告知事項は、以下の事項となります。(\*医師賠償責任保険についての告知事項は、加入・異動依頼書等をご確認ください。)  
●被保険者(保険の対象となる方)の生年月日、性別(所得補償保険では「性別」は告知事項とはなりません。)(フルガード保険を除く)  
●被保険者のお仕事の内容(フルガード保険、所得補償保険のみ)  
●被保険者の健康状態(新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ)(がん保険は新規加入の場合のみ)(フルガード保険を除く)  
●他の保険契約等\*の有無および有の場合は、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)  
\*他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 死亡保険金受取人の指定**:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し出ください。
- ご契約内容および事故報告内容の確認について**:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明な点は、引受保険会社までご照会ください。
- 団体割引について**:フルガード保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、がん保険(1年契約用)、医療保険(1年契約用)の各保険料は被保険者数(ご本人数)が合算で500~999名の場合の金額です。上記人数を下回った場合には、保険料の引き上げまたは保険金額(支払限度額)の引き下げ等の変更をさせていただきますので予めご了承ください。
- (医師賠償責任保険にご加入の場合)他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。
- 補償の重複に関するご注意**:補償内容が同様の保険契約(特約条項や当り以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

## ご加入後のご注意

- 通知義務**(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただく義務):加入・変更依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることや、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがございますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。(\*医師賠償責任保険についての通知事項は、加入・変更依頼書等をご確認ください。)  
●被保険者のお仕事の内容(\*) (フルガード保険、所得補償保険のみ)  
(\*)お仕事をやめた場合を含みます。また、フルガード保険においては、下記の職業・職務に変更となる場合には、引受保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務

- 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険について保険期間(保険のご契約期間)の途中において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。
- 所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・医療保険共通**:次回更新時の注意事項  
ご加入時に特定の疾病等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知用質問事項お答え欄」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を補償する加入内容に変更できる場合がございます。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の疾病等が新たに補償対象外となる場合がございますので、ご注意ください。

## もし事故が起きたときは

### 〈医師賠償責任保険の事故通知〉

- 保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った場合は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがございますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。
  - 医師賠償責任保険については保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予めご承知置かください。なお、引受保険会社の同意を得ないでご加入者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
  - 医師賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができず(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
  - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  - ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
  - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- 〈フルガード保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、がん保険、医療保険の事故通知〉
- 保険金の支払事由に該当した場合は、30日以内にご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
  - 保険金請求権には、時効(3年)がございますのでご注意ください。
- 〈フルガード保険〉
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合があります。
  - 賠償責任事故について、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- 〈所得補償保険・団体長期障害所得補償保険共通〉
- 病気やケガを被ったときすでに存在していた病気やケガの影響等により、病気やケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減される場合がございます。
  - 保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。
- 〈がん保険〉
- がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの症状が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
  - 保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書の提出または病理組織学的検査の対象となった標本等の提出を求めさせていただきます。
- 〈医療保険〉
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
  - 保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社の指定した医師による診断書をご提出いただくことがございます。

本契約は、日本大学医学部同窓会を保険契約者とし、日本大学医学部同窓会会員を被保険者とする医師賠償責任保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、がん保険(1年契約用)、医療保険(1年契約用)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として、日本大学医学部同窓会が有します。団体の会員でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。このパンフレットは医師賠償責任保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、がん保険(1年契約用)、医療保険(1年契約用)の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししていただきます保険約款および協定書によりますが、ご加入手続き、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## <重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)>

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

### 契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については東京海上日動火災保険株式会社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに記載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

### 契約概要のご説明

#### 1.商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1)商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

##### (2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

##### (3)引受条件(保険金額\*1等)

この保険での引受条件(保険金額\*1等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

\*1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます

#### 2.保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

#### 3.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 注意喚起情報のご説明

#### 1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセッされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセッする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

#### 2. 告知義務・通知義務等

##### (1)ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(取扱代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違

反による解除の期間に関する特約」がセッされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日\*2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日\*2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

\*2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

##### (2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

##### (3)次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

#### 3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まりです。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

#### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年\*3を経過した後を開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

\*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

##### (2) その他

パンフレット等をご確認ください。

#### 5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

#### 6. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご確認ください。

#### 7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断

りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在ののご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

#### 8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

#### 9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等  
事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

##### (2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
  - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
  - ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
  - ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
  - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

##### (4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### 10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご確認ください。

#### 11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効となります。

- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)

○以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

#### <引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下記の表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
医師賠償責任保険	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%*4	80%*4
フルガード保険特約付帯普通傷害保険	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%	80%
所得補償保険、 団体長期障害所得補償保険、 がん保険(1年契約用)、医療保険(1年契約用)	90%*5	90%*5

\*4 ご契約者が個人・小規模法人\*6・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

\*5 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

\*6 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)をいいます。

#### <個人情報取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

#### <保険に関するご意見・ご相談先>

パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

東京海上日動火災保険株式会社
保険に関するご意見・ご相談は：本説明書もしくはパンフレット等記載の お問い合わせ先にて承ります。 事故のご連絡・ご相談は：東京海上日動安心110番(事故受付センター) (受付時間：365日24時間) ☎0120-119-110 事故は119番・110番 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結してございます。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 ( <a href="http://www.sonpo.or.jp/">http://www.sonpo.or.jp/</a> ) <b>0570-022808</b> IP電話から03-4332-5241をご利用ください。 <通話料有料> 受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)